

令和6年度農福連携による若者等の農業就労体験事業業務委託仕様書

1 目的

生きづらさや働きづらさを感じている若者等（以下、「若者等」という。）の社会的自立を支援するため、農業就労体験などをきっかけとした社会参加へのニーズが高まっている。一方、農業分野においては、高齢化や人口減少による労働力不足が顕著であり、一刻も早い労働力の確保が求められている。こうしたことから、若者等を農業分野に受け入れることにより、彼らの社会参加と農業分野における労働力確保の実現につながることを期待されている。

そこで、本事業では、若者等を対象とした農業就労体験を実施するとともに、就労体験の受入先となる農業者をリスト化することで、若者等の就労促進の加速化を図ることを目的とする。

2 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

3 業務委託内容

若者等を対象に、農業の多様な作業内容を活かした農業就労体験を実施するとともに、就労体験の受入先となる農業者のリスト化を行うものとする。

具体的な内容は以下のとおりとする。

（1）農業就労体験の受入先となる農業者の確保及び若者等受入に係る事前研修の実施

①受入農業者の確保

- ・農業就労体験を受け入れる県内の農業者を5者*以上確保すること。
※過去の事業で5者以上確保されている鈴鹿市、伊賀市、紀北町の農業者は計上しないこととする。
- ・対象とする受入農業者は、若者等の就労支援に関心があり、農業就労体験の受入とその後の受入農業者リスト作成に協力いただける者とする。
- ・本事業において、受入農業者となり得る農業者は、経営耕地面積が10a以上の農業を営む経営体もしくは農業者によって組織される団体とする。また、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工や出荷調整作業を行うことをいう。

②若者等受入に係る事前研修の実施

- ・①で確保した受入農業者に対して、農業就労体験前に以下に示す内容の事前研修を実施すること。

【事前研修の内容】

- ・若者等の特性や支援にあたり配慮すべき点
- ・若者等の特性を踏まえた作業指導・コミュニケーション方法
- ・農作業の切り出し方法 等
- ・研修時間の目安は、半日から1日程度とする。

（2）農業就労体験の実施

地域若者サポートステーションやひきこもり支援組織等を利用する若者等を対象として、受入農業者における農業就労体験を実施すること。

①農業就労体験の対象者

- ・地域若者サポートステーションやひきこもり支援組織等を利用する県内在住の若者等5人以上を対象に、農業就労体験を実施すること。
- ・農業就労体験希望者は、地域若者サポートステーションやひきこもり地域支援センター、市町、社会福祉協議会などと連携し、幅広く把握・募集すること。

②農業就労体験の実施場所

- ・上記（1）で確保した県内の受入農業者の農場等
- ・体験者が、本人に合った就労体験の場を見つけることができるよう、複数の受入農業者で

農業就労体験を実施できるように組み合わせること。

③農業就労体験の期間・時間

- ・体験者の希望、健康状況、生活状況等に応じて農業就労体験の期間を設定すること（1人につきおおむね10日間以上実施）。
- ・体験者の負担や受入農業者の意向を考慮し、1日の体験時間を決めること（1日当たり少なくとも2時間以上）。

④農業ジョブトレーナー及び農福連携技術支援者の派遣

- ・農業就労体験の際、必要に応じて、若者等の支援経験がある農業ジョブトレーナー（一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会が開催した「農業ジョブトレーナー養成講座」修了者とする）や農福連携技術支援者を派遣すること。
- ・農業ジョブトレーナーや農福連携技術支援者に対しては、以下の経費を支払うこと。
報償費：1時間当たり2,000円、交通費：実費

⑤農業就労体験における調査

- ・農業就労体験による効果や課題等を把握するため、体験者に対して、取組状況や本人の就労意欲の変化等について、書面または聞き取りにより調査すること。

⑥農業就労体験に係る費用の支払い

ア 受入農業者への報償費の支払い

- ・受入農業者に対し、体験者の受入に係る報償費を支払うこと。
- ・報償費は、体験者1人当たり日額2,500円とし、受入農業者1者当たり総額50,000円を上限とする。

イ 体験者への手当及び交通費の支払い

- ・体験者に対して、就労体験や上記⑤の調査への協力に係る手当及び交通費を支払うこと。
- ・手当は、1時間当たり800円を上限とし、体験若者等1人当たり総額32,000円を上限とすること。
- ・交通費は、1日当たり1,400円を上限とし、実費を支払うこと。
- ・支払いに当たっては迅速に事務処理を行い、原則、体験月の翌月末までに支給すること。
- ・体験者は労働基準法の労働者ではなく、手当は賃金に当たらない旨を、体験者と受託者の間であらかじめ覚書を交わしておくこと（様式は任意）。

⑦その他

- ・農業就労体験の実施にあたっては、体験者の不慮の事故等に備えるため、傷害保険に加入すること。

(3) 農業就労体験の受入農業者リスト作成

- ・若者等の社会的自立に向けた支援策として、以下に示す内容を記載した農業就労体験の受入農業者リストを作成すること。
記載内容：農業者名、作目、体験内容、体験時間、写真等の概要
- ・リストの配布先は、若者等を支援する機関（地域若者サポートステーションやひきこもり地域支援センター等）や障害福祉サービス事業所、農業経営体を想定しており、農業での就労支援について分かりやすく、興味を喚起させる資料とすること。
- ・作成するリストについては、上記利用方法等を受入農業者に十分に説明を行う等して受託者の責任において作成すること。

(4) 業務報告書の作成

上記(1)～(3)の取組概要や、実証により得られた仕組みづくりに向けた成果や課題等について報告書としてまとめ、委託費の実績書(明細が示されたもの)を添えて、紙媒体(1部)と電子データ(CD-ROM等)により提出すること。

4 委託費

3の業務委託内容の各条件に満たない実施となる場合は、県と協議の上、実績に応じた委託

費の減額を行う。

5 留意事項

- (1) 業務の遂行については、三重県と十分に協議しながら進めること。
- (2) 委託料には、上記3に記載した業務遂行に要する費用の一切を含む。
- (3) 本契約に基づく成果品の所有権は、三重県へ成果品の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果品の著作権は成果品の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己に責めに帰すべき理由により偽造または不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

6 納入する成果品

令和7年3月21日（金）までに、業務報告書を紙媒体（1部）と電子媒体（CD-ROM等）にて三重県農林水産部担い手支援課へ提出すること。

7 障害を理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に順次適切に対応するものとする。

8 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

11 その他

本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(保有の制限)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第7条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
 - 二 再委託先
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託が必要な理由
 - 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
 - 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
 - 七 再委託先の監督方法
 - 八 その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- (個人情報の適正管理)
- 第10条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。
- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
 - 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
 - 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
 - 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (個人情報の返還、廃棄又は消去)
- 第11条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
 - 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- (点検の実施)
- 第12条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱い

に関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第13条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第14条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。